

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南陽市	沖郷地区(蒲生田、中落合、長瀬、西落合、萩生田、若狭郷屋、関根、露橋、法師柳、宮崎、郡山、中ノ目、坂井、島貫、高梨、鍋田)	令和3年3月9日	令和5年12月28日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(令和5年10月末現在)	795.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	638.7ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	427.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	213.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.7ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計(今後の農地の引受け意向-現状)	124.8ha
⑤地区内の中心経営体数	74経営体
(備考)上記②及び③については、令和元年11月に実施したアンケート調査結果	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。(四捨五入等の関係で、合計が合わない可能性があります。)

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

鍋田、中ノ目:農地の集約。一枚当たりの水田が小さく、コストがかかる。  
 萩生田、蒲生田、若狭郷屋:水利が悪く、特に春は毎年のように水利に係る問題が起こる。田に水が来ない、水路が細いなど。取水口の整備が求められる。  
 郡山、島貫:若い受け手はいるが、高齢による離農者が多く、担い手を大規模化するのに資金不足である。  
 関根、坂井、法師柳、長瀬:農地集約が進まない。  
 米に依存する割合が低く、果樹に移行する傾向もあるため、稲作農業一経営体あたり10ha規模にならないと、農地利用を維持できない。その規模で営農するには集約化が重要。  
 農地の出し手の傾向として、貸したい人より、売りたい人が多い。今貸付希望でも、今後売却希望へ移ることも予想されるため、早めの貸付希望者と受け手のマッチングが大事。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

蒲生田:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
中落合:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
長 瀬:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
西落合:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
萩生田:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
若狭郷屋:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
関 根:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
露 橋:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
法師柳:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
宮 崎:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
郡 山:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
中ノ目:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
坂 井:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
島 貫:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
高 梨:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。
鍋 田:プランに記載のある中心経営体への集積を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○ 農地中間管理機構の活用方針 農地の出し手に対して、制度周知を図りながら、機構の活用率を高めていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○ 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化が図れるよう、活用可能な土地改良事業について検討する。 鍋田、中ノ目：大規模水田化の検討</p>
<p>○ 新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いさくらんぼやりんご、西洋梨、ぶどうなどの園芸作物の生産に取り組む。</p>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の取組方針 市補助金を活用した電気柵設置を中心に、猟友会等組織と連携した捕獲体制の構築等を検討する。</p>
<p>○ 災害対策への取組方針 多面的機能直接支払交付金事業における集落協定等の取り組みにより、農地・農業用施設の保全に努める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項) ※令和元年11月に実施したアンケート調査結果

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	郡山			51748
2	中ノ目	47201.61		114836.76
3	鍋田	47971		98121
4	高梨	7818		60049.52
5	沖田			5076
6	宮崎	10779.91		29444
7	露橋	7075.04		10812.41
1	関根			9275
2	坂井	105027.58		59106
3	蒲生田	21453		9908.92
4	若狭郷屋			28727
5	萩生田			60421.98
6	中落合			21467.34
7	西落合			10560
8	長瀬			33416
5	法師柳			31559
	計	247326.14	0	634528.93

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。